

“震災復興支援グリーン・ティー・チャリティー”

2013 年度（第 33 回）四国クラブ対抗決勝競技

(LOCAL RULES AND CONDITIONS OF COMPETITION)

主催：四国ゴルフ連盟

開催日：平成 25 年 8 月 8 日(木)

開催コース：高松カントリー倶楽部

JGA ゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される
ローカルルール及び競技の条件の罰は別途規定がなければ 2 打の罰とする

《 競 技 の 条 件 》

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (C) 1b』を適用する。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (C) 1a』を適用する。
5. 競技終了時点
本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (C) 5b』を適用する。
7. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）についてはゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければその競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6-8b 注）
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
8. 移動について ラウンド中の共用ゴルフカートの使用を認める。
カートはキャディー及び共用するプレーヤーが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連している時はすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がカートを運転していたときは、そのカートとそれに乗っている人や物はすべてそのプレーヤーの携帯品とみなす。
9. キャディー
正規のラウンド中プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (C) 2』を適用する。
10. スコアカードの提出
本競技においては、提出ボックス方式を採用する。

《裏面へ続く》

11. 順位の決定

参加選手6名のうち上位5名の合計打数により決定し、合計打数が等しいときは、参加選手の第6位の打数により決定し、なお同打数のときは同位のベストスコアの少ない方が優先し、なお同打数のときは順次第2位以下の打数の少ない者より順位を決定する。

12. チーム競技でのアドバイス

- (1) ゴルフ規則(8, 注)に従って、自チームのメンバーにアドバイス(パットの線の指示も含む)を与えることのできる人を監督以外に1名だけ指名することができる。
- (2) アドバイスを与えることのできる人の氏名(チームのプレーヤー以外の人であること。尚、監督はアドバイザーを兼ねることができる。)は前もって委員会に届け出ておかなければならない。
監督及びアドバイザーはティインググラウンド上、及びグリーン上への立入りを禁止すると共にカートの使用も禁止する。尚、監督及びアドバイザーは局外者ではなくチームのプレーヤーサイドの人であり、その違反についてはプレーヤー又はチーム全員に責任が及ぶことがある。
また監督と選手を兼任する場合は、上記には該当せず、あくまでも選手としての立場で参加すること。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地 (規則 25-1)

- a. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- b. 12番ホールの予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者はゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。

3.

ラテラルウォーターハザード (規則 26-1)

ラテラルウォーターハザードは赤杭及び赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

4. 動かさない障害物 (規則 24-2)

- a. 排水溝
- b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- c. グリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B) 6』を適用する。

5. 識別できるように添え木をしてある若木の保護

そのような若木がプレーヤーのスタンスやスイングの区域の妨げとなる場合は『ゴルフ規則付 I (B) 3』を適用する。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングテント内及びハウス内掲示板に掲示して告示する。
2. プレーの進行に留意し先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課すことがある。
3. コース内での携帯電話は委員会の許可なく使用することを禁止する。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
5. 監督、アドバイザー、選手の変更は当日の監督会議を最終締め切りとする。(なるべく前もって事務局まで連絡すること)

競技委員長 山中健太郎